

○矢掛町空き家・空き農地情報登録制度要綱

平成18年12月8日

告示第121号

改正 平成21年告示第7号

平成27年3月17日告示第26号

平成27年10月6日告示第113号

平成29年12月11日告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町における空き家及び空き農地の有効活用を通じて交流・定住人口の増加による地域の活性化及び農地の保全を図るため、空き家・空き農地情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(平21告示7・平27告示113・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号に規定する家屋(長屋を含み、アパート、マンション等の共同住宅を除く。)で、現に利用する者がいないもの(近く利用する者がいなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 空き農地 現に利用されていないが耕作可能な農地であるか又は現に耕作されているが、今後耕作する意思のない農地をいう。
- (3) 所有者等 矢掛町内に存在する空き家又は空き農地(以下「物件」という。)に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 物件の利用を希望する者をいう。ただし、空き家への居住を希望する者は、矢掛町外に住民登録をしている者に限る。
- (5) 矢掛町空き家・空き農地情報登録制度 物件に関する登録及び利用希望者に関する登録を通して、所有者及び利用希望者に対し、情報提供を行うことをいう。
- (6) 情報提供 矢掛町空き家・空き農地情報登録制度に登録した物件(以下「登録物件」という。)及び利用希望者(以下「利用希望登録者」という。)に関する情報で、所有者等又は利用希望登録者に対して有用なものを提供するとともに、物件の登録情報を矢掛町ホームページ等に掲載して周知することをいう。

(平27告示113・全改)

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き農地情報登録制度以外による物件の取引を規制するものではない。

(平21告示7・一部改正)

(物件の登録申込み等)

第4条 空き家・空き農地情報登録制度による物件に関する登録を受けようとする所有者等は、矢掛町空き家情報登録(内容変更)申込書(様式第1号)又は矢掛町空き農地情報登録(内容変更)申込書(様式第1号の2)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めたときは矢掛町空き家情報登録台帳又は矢掛町空き農地情報登録台帳(以下「情報登録台帳」という。)に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を矢掛町空き家(空き農地)情報登録(内容変更)決定通知書(様式第2号)により当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない物件で、空き家・空き農地情報登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(平21告示7・平27告示113・一部改正)

(空き家・空き農地情報調査協力員の設置)

第5条 町長は、前条第4項の規定に関して、物件情報を収集及び調査するための空き家・空き農地情報調査協力員(以下「調査協力員」という。)を設置することができるものとする。

2 町長は、矢掛町に定住している者の中から、適当と思われる者を協力員に任命することができるものとする。

3 物件所有者等が同制度による登録に至った場合、協力員にその登録成立報酬を支払うことができるものとする。

(平21告示7・一部改正)

(物件に係る登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を矢掛町空き家情報登録(内容変更)申込書(様式第1号)又は矢掛町空き農地情報登録(内容変更)申込書(様式第1号の2)により町長に届け出なければならない。

(平 2 1 告示 7・平 2 7 告示 1 1 3・一部改正)

(情報登録台帳の登録抹消)

第 7 条 町長は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動が生じたとき、又は矢掛町空き家（空き農地）情報登録抹消届出書（様式第 3 号）により空き家・空き農地情報の登録抹消の届出があったときは、当該情報登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を矢掛町空き家（空き農地）情報登録抹消通知書（様式第 4 号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(平 2 1 告示 7・全改)

(物件利用希望者の登録申込み等)

第 8 条 空き家・空き農地情報登録制度による利用希望者に関する登録を受けようとする利用希望者は、矢掛町空き家利用希望者情報登録（内容変更）申込書（様式第 5 号）又は矢掛町空き農地利用希望者情報登録（内容変更）申込書（様式第 5 号の 2）に誓約書（様式第 6 号）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした物件利用希望者は登録できないものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を矢掛町空き家利用希望者登録台帳又は矢掛町空き農地利用希望者登録台帳（以下「利用希望者登録台帳」という。）に登録しなければならない。

- (1) 矢掛町外に居住する者で、空き家に定住し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家を店舗として利用し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (3) 空き農地を利用し、積極的に農業に従事しようとする者
- (4) その他町長が適当と認めた者

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は利用希望登録台帳に登録しないこととする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) その他町長が適当でないと判断した者

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を矢掛町空き家（空き農地）利用希望者情報登録（内容変更）決定通知書（様式第 7 号）により当該物件利用希望者に通知するものとする。

(平 2 1 告示 7・全改，平 2 7 告示 1 1 3・平 2 9 告示 1 4 4・一部改正)

(物件利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を矢掛町空き家利用希望者情報登録(内容変更)申込書(様式第5号)又は矢掛町空き農地利用希望者情報登録(内容変更)申込書(様式第5号の2)により町長に届け出なければならない。

(平21告示7・平27告示113・一部改正)

(利用希望者登録台帳の登録抹消)

第10条 町長は、物件利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を矢掛町空き家・空き農地利用希望者情報登録抹消通知書(様式第8号)により当該物件利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 物件の利用の目的等が第8条第2項及び第3項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 矢掛町空き家・空き農地利用希望者情報登録抹消届出書(様式第9号)により登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(平21告示7・平27告示113・一部改正)

(情報提供等)

第11条 町長は、必要に応じて、物件の登録情報を矢掛町ホームページ等に掲載し周知するとともに、物件登録者及び物件利用希望登録者に対して、情報登録台帳及び利用希望者登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 町長は、物件登録者及び物件利用希望登録者が行う、物件に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(平21告示7・一部改正)

(個人情報の保護)

第12条 第4条第2項及び第8条第2項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、矢掛町個人情報保護条例(平成15年矢掛町条例第20号)に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日告示第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月6日告示第113号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月11日告示第144号）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。